42件

4件

8件

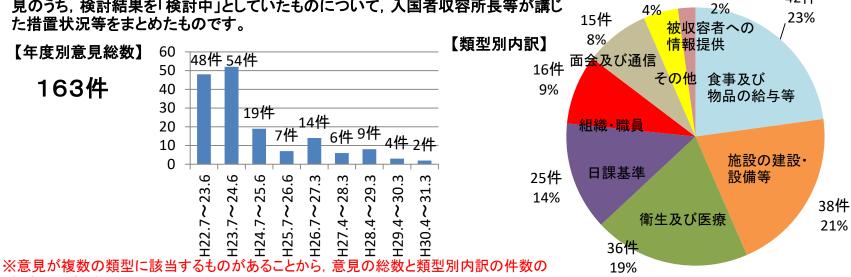
入国者収容所等視察委員会の提出意見及び入国者収容所長等が講じた措置状況等について

本資料は、平成22年7月から平成31年3月までに視察委員会から提出された意 見のうち、検討結果を「検討中」としていたものについて、入国者収容所長等が講じ た措置状況等をまとめたものです。



163件

合計は一致しない。



食事及び物品の給与等に関する意見

意見数 42件 ※本項目についてのみ、意見に対する検討結果が複数となっている場合があるため、意見数と検討結果の数は一致しない。

措置を講じないもの:19件 措置を講じたもの:31件 施設閉鎖:3件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 〇 ハラールフードの提供(H23西日本地区全官署)
 - →【講じず】極めて厳格な取扱いを要する上、他の被収容者との公平性の観点などから対応は困難
- 食品の安心・衛生面に配慮した官給食の提供(H27東京・横浜)
 - →【措置】給食業者に対して衛生管理の徹底と必要な改善を申し入れるとともに、衛生·品質管理体制を確認するため、受託者の製造 現場への立入調査を実施
- 物品購入可能品目の増加及びその価格の低廉化(H25東京)
 - →【措置】業者と協議し、食品類のほか、雑誌や収入印紙など計10品目を新たに追加
- 差入れ品及び居室内持込み許可基準の統一(H29東日本)
 - →【措置】居室内への持込みを禁止する物品について、全国一律の基準を定め、居室への持込み物品について見直しを実施

2. 施設の建設・設備等に関する意見

意見数 38件

措置を講じたもの:33件 措置を講じないもの:3件 施設閉鎖:2件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- サッカーボール, バスケットゴール等の運動用具の配備(H23広島・高松)
 - →【措置】サッカーボール等の運動用具を配備
- 〇 被収容者が読める書物の充実化(H25仙台)
 - →【措置】英語、中国語及び韓国語計15冊の図書を購入し、被収容者の申出に応じて貸出し可能となるようにした
- 受傷事故防止のため、運動場に人工芝を設置(H24那覇・鹿児島(閉鎖))→【措置】人工芝を設置(那覇)
- 設置されている電話の間の距離を置くとともに、衝立を設置(H29大阪)
 - →【講じず】施設の構造上、衝立を設置するには狭隘であるため、対応は困難

3. 衛生及び医療に関する意見

意見数 36件

措置を講じたもの:33件 措置を講じないもの:3件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 被収容者の健康に配慮するための開放処遇の充実(H23東日本・仙台・羽田)→【措置】戸外運動の機会拡大(東日本・仙台)
 - →【講じず】空港の施設という特殊事情から対応困難であるが、収容が長期となる場合は、運動可能な官署へ移収(羽田)
- メンタルヘルスケアに配慮する仕組み作り(H24東京・横浜)→【措置】臨床心理士によるカウンセリング制度の導入を実施
- 歯科診療台の設置(H29東京)→【講じず】現状の訪問歯科診療でも十分対応できているため、歯科診療台の設置は見送った

4. 日課基準に関する意見

意見数25件

措置を講じたもの:16件 措置を講じないもの:8件 施設閉鎖:1件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 夕食の時間及びテレビ視聴時間について、各施設の実情を踏まえた柔軟な運用(H24東日本地区全官署)
- →【措置】夕食の支給時間及びテレビ視聴時間の変更を実施
- 〇 テレビ視聴時間の延長(H25東日本地区全官署)
- →【措置】視聴時間の延長を実施(仙台・東京・成田)
- →【講じず】既に日課基準の起床時刻から就寝時刻まで最大限視聴させていることから,更なる延長は困難(東日本・札幌・羽田・横 浜)
- 運動時間の延長(H25西日本(閉鎖))→【措置】運動時間の延長を実施

5. 組織・職員に関する意見

<u> 意見数 16件</u>

措置を講じたもの:11件 措置を講じないもの:5件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 処遇担当職員の配置や勤務条件などの改善(H23東日本・仙台・東京・成田・羽田・横浜)
 - →【措置】処遇担当職員の配置人数等を見直し、看守勤務員の負担が軽減される勤務体制とした
- 歯科医師による診療が可能となるよう検討(H23東京)→【措置】定期的な訪問歯科診療を実施
- 〇 女性被収容者に対する女性入国警備官による収容処遇が行えるような人事上の配慮(H26札幌・仙台, H27札幌・仙台・福岡)
- →【講じず】女性入国警備官が看守勤務に従事することは困難。ただし、入出所手続、入浴、荷物整理の立会・連行等は女性入国警備官(不在の場合は女性の法務事務官・入国審査官)が実施し、早期の出所が見込まれない場合には女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移収

6. 面会及び通信に関する意見

意見数 15件

措置を講じたもの:11件 措置を講じないもの:3件 施設閉鎖:1件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 面会室における書類の受渡しを行うための開閉式小窓等の設置(H23広島・高松)→【措置】開閉式小窓を設置
- 電話機の設置について、他の被収容者の通話が聞こえないような対策の検討(H24東京)→【措置】電話台に仕切りを設置
- 電話料金の見直し(H24西日本(閉鎖), 大阪, 神戸)→【講じず】公募で業者を選定しているため, 対応困難

7. 被収容者への情報提供に関する意見

意見数 4件

措置を講じたもの: 4件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 〇 施設内のルール等の説明方法を多様化(H24大村)
 - →【措置】「収容生活のガイドライン」を作成し、8カ国語に翻訳の上、各居室に配備

8. その他の意見

意見数 8件

措置を講じたもの: 6件 措置を講じないもの: 1件 施設閉鎖: 1件

【視察委員会から提出された意見の具体的内容】

- 被収容者が抱える諸問題を関係機関等に相談したり、必要な情報が共有される仕組みの構築(H23東日本・仙台)
 - →【措置】関係機関の連絡先一覧を翻訳し配備するとともに、無料法律相談会を実施(無料法律相談会は東日本のみ)